

「横浜－上海友好都市提携 50 周年」を表すロゴマーク 使用取扱要綱

制 定 令和5年4月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、「横浜－上海友好都市提携 50 周年」を表すロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、令和5（2023）年に横浜市と上海市が友好都市提携 50 周年を迎えることを記念して、以下の目的で使用するものとする。

- (1) 両市の友好の歴史を認識する
- (2) 両市の友好関係の新たなスタートの象徴の一つとして発信する

(使用できる者)

第3条 ロゴマークは、横浜市及び上海市を中心とした日本及び中華人民共和国の友好交流・相互理解促進に寄与するイベント等について、横浜市国際局国際連携課に届出の上で使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 横浜市（日本）及び上海市（中華人民共和国）の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 営利行為を主たる目的とするとき
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的にかんがみて不相当であると横浜市長が認めるとき

(使用申請手続)

第4条 ロゴマークを使用する者は、ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を横浜市国際局国際連携課に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けていなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、申請手続を省略することができる。

- (1) 横浜市がその業務の目的において使用する場合
- (2) 横浜市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合

(3) その他申し出ることを必要としないと市長が認めた場合

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 使用期間は、令和5年12月31日までとし、それ以降は使用しないこと
- (2) 使用開始に先立ち、完成物件を提出すること
- (3) 別添「横浜ー上海友好都市提携50周年ロゴマーク使用ガイドライン」記載事項

(商品等への使用)

第6条 ロゴマークを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に横浜市国際局国際連携課へあらかじめ相談のうえ、その承認を得るものとする。

(違反等に対する取扱)

第7条 ロゴマークを使用している者が、この要綱に違反したときは、横浜市は、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

(損害賠償)

第8条 横浜市は、ロゴマークを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により、横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(所管)

第9条 当要綱に関する事務は、横浜市国際局国際連携課が所管する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

横浜市長 山中 竹春

ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日に申請のありましたロゴマーク使用について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 事業名
- 2 決定内容
- 3 備考（条件、理由等）

横浜市国際局国際連携課アジア大洋州担当
電話：045-671-4704
ファクス：045-664-7145
メール：ki-renkei@city.yokohama.jp